

# 女性農業者農村活性化実践事業実施要領

## 第1 趣 旨

農業・農村において、女性農業者は農業生産や経営に重要な役割を果たしており、女性ならではの感性や能力を活かし、女性が中心となって様々な活動を行うことは、農業・農村の活性化に不可欠である。

このため、女性農業者等を主体とした団体等が、地域の特性を活かした農業・農村の活性化に向け、自主的に計画を策定し、その計画を実践する取り組みに対して助成を行う。

## 第2 事業実施主体

本事業の実施主体となる女性農業者等を主体とした団体は、農業や農産加工等に携わる女性が3者以上で構成する団体もしくは農業や農産加工等の経営又は運営の責任者が女性である法人とする。

## 第3 事業内容

県は、女性農業者を主体とした農業・農村の活性化を促進するため、次に掲げる事項に取り組む女性農業者等の団体に対して支援する。

- 1 新たな特産品（新規農産物や農産加工品等）の導入・開発と販売促進に向けた取り組み
- 2 都市農村交流（農村ツアー、農作業体験、マルシェ等）に向けた取り組み
- 3 若手女性就農者等への支援・連携に向けた取り組み（女性対象の研修会・講習会、交流会等）
- 4 6次産業化（加工品開発等）と販売促進に向けた取り組み

## 第4 補助金の交付

本事業の補助金交付に係る規定は、女性農業者農村活性化実践事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

## 第5 事業の実施手続き等

- 1 事業実施を希望する団体は、実施計画承認申請書（様式第1号）正副2部を農務事務所に提出するものとし、農務事務所は提出された書類の内容を確認し、内容が適当と認められたものについて、農業技術課に提出するものとする。
- 2 農業技術課は、庁内関係部局等で構成する女性農業者農村活性化実践事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、提出があった実施計画承認申請書の実施内容や補助先等が適当であるかを審査した上で、承認すべ

きものと認めるときは、承認通知（様式第2号）により事業実施主体に速やかに通知するものとする。

- 3 承認通知を受けた事業実施主体は、交付要綱の規定により補助金交付の手続きを行うものとする。

#### 第6 事業実施期間

本事業の事業実施期間は単年度とする。

#### 第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年5月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき実施された事業については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。